

平成29年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告のポイント

- 1 月例給は、職員給与が民間給与を 439 円 (0.11%) 下回っており、この較差を解消する ため、給料表の引上げ改定とともに、子に係る扶養手当の月額を引上げ改定
- 2 特別給(期末手当・勤勉手当)の0.10月分引上げ(現行4.30月分→4.40月分)
- 3 扶養手当制度の見直し

1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の 情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて 地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

7 1 17 14 11		公民給与の較差 (A)-(B)
民間給与(A)	職員給与(B)	(A)-(B)] / (B)×100]
395,251 円	394,812 円	439円 (0.11%)

(職員の平均年齢 45.1 歳)

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内 348 の民間事業所から 125 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等を実地調査 (調査完了率 90.4%)

職員と民間における4月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(2) 特別給

民間の支給割合	職員の支給月数	
4.39 月分	4.30 月分	

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と職員の支給月数を比較

3 本年の給与改定

(1) 月例給

行政職給料表:民間の初任給の状況等を勘案し、1級の初任給基準となる号給を 700 円程度引き 上げ、若年層に重点を置いた改定

行政職給料表以外の給料表:行政職給料表との均衡を考慮した改定 医療職給料表(1)及び初任給調整手当:国との均衡を考慮した改定 扶養手当:較差の範囲内で子に係る扶養手当の月額を引上げ改定

(2) 特別給

民間の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、0.10 月分引上げ(4.30 月分→4.40 月分) 支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当へ配分

※一般職員の場合

		6月期	12 月期
29 年度	期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
29 年度	勤勉手当	0.85 月 (支給済み)	0.95 月(現行 0.85 月)
30 年度	期末手当	1.225 月	1.375 月
以 降	勤勉手当	0.90 月	0.90 月

4 扶養手当制度の見直し

昨年人事院は、配偶者に係る手当の月額を他の扶養親族に係る手当の月額と同額の 6,500 円まで減額し、子に係る手当の月額を 10,000 円まで引き上げるとともに、職員に配偶者がない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止する等の勧告を行い、国家公務員においては、本年 4 月から扶養手当の見直しを段階的に実施

本市においても、国、他都市、民間企業の動向等を踏まえ総合的に勘案した結果、国に準じた扶養 手当の見直しが必要

5 改定の実施時期

月例給:平成29年4月1日 特別給:改正条例の公布の日

扶養手当制度の見直し: 平成30年4月1日から段階的に実施

6 その他給与に関する諸課題

(1) 高齢層職員の給与制度のあり方

昇給・昇格制度については、他都市の動向も注視しつつ、本市の実態や総合的見直しの実施状況 等を踏まえ、その見直しについて引き続き検討していく必要

(2) その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏ま えた検討が必要

7 人事管理に関する諸課題

(1) 人材の確保・育成

広報活動の充実に努めるなど、引き続き、多様で有為な人材確保に向けた取組の推進が必要 個々の職員の能力及び組織力の向上を図るため、人事管理と職員研修が有機的かつ効果的に連携 していくことが必要

地方公務員法の趣旨を踏まえ、引き続き、本市の人事評価制度を適正に運用していくことが必要 全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を保ちながら、いかなる不祥事も起こさないという 意識を持ち、公務に全力を尽くすことが必要

(2) 女性職員の登用

女性職員のキャリア形成支援や意欲向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などの継続的な取組が重要。性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本に、長期的な視点に立って、総合的に推進していくことが必要

(3) 仕事と家庭の両立支援

引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、仕事と家事・育児・介護などが両立で きる環境づくりと制度の周知に努めるとともに、効率的・効果的な業務執行のための働き方改革を 積極的に推進していくことが必要

(4) 時間外勤務の縮減

過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、時間外勤務の縮減に向けた取組を引き続き推進していくことが必要

管理職員においては、マネジメント能力を十分に発揮し、職員の勤務実態の適切な把握、業務の 効率化や業務配分の見直し等に取り組むことが重要。職員においても働き方についての意識を持ち、 計画的・効率的な業務遂行に努めることが必要

(5) 職員の健康の保持と職場環境の整備

メンタルヘルス対策については、ストレスチェックの活用と、所属長・職場・産業保健スタッフ・ 人事担当課が連携・協力しながら総合的な対策を推進していくことが重要

ハラスメント対策については、各種研修での職員に対する意識付けの機会などを通じて、職員一 人ひとりが正しい理解を持ち、その意識を高める取組を継続することが必要

(6) 高齢期の雇用問題

定年退職者の知識や経験、技術を十分に活かしながら、行政ニーズに的確に対応することができるよう、引き続き、再任用制度を適切に運用していくことが必要

公務員の定年の引上げに係る議論の内容や、国、他の地方公共団体、民間企業等の動向を注視していくことが必要

(7) 多様な雇用形態の職員

それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めることが必要

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の任用等に関する規定とともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付についての規定が整備された。平成32年4月1日の改正法の施行に向けて、制度の適正かつ円滑な実施のための準備を進めていくことが必要

<参考>

① 本年の給与改定に伴う事務職員及び技術職員(新規学卒の採用者を除く。)の平均年間給与

現行の平均年間給与(A)	改定後の平均年間給与(B)	増減額(C)=(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100
6,431 千円	6,477 千円	46 千円	0.71%

※千円未満は四捨五入。

(平均年齢 45.1 歳)

② 改定に伴う所要額(企業職員、技能労務職員、小・中学校の教職員等を除く4,458人の4月分給与から試算)

約1億9千万円